

宇城市都第218号
平成24年5月9日

一般社団法人 熊本県建設業協会 御中

宇城市長 守田 憲史

宇城市的景観行政団体移行について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

さて、宇城市は平成25年5月16日をもちまして景観法に基づく景観行政団体となります。これに伴い、これまで熊本県景観条例に基づき県宇城地域振興局に行っていた、建築・工作物築造・土石の採取等の際の届出を宇城市に対して行っていただくことになります。（熊本県屋外広告物条例に基づく許可をするものについては、これまでどおり振興局への許可申請を行っていただき、内容について宇城市が確認します。）

つきましては、景観行政団体移行のお知らせを送付いたしますので、貴会所属の会員様への周知方、H Pへの掲載等よろしくお願ひいたします。

なお、今後は、宇城市景観計画の策定を予定しており、策定後は届出対象区域及び届出対象行為の変更を予定しております。策定は今年6月を予定しておりますが、その際は改めて周知をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

宇城市土木部都市整備課都市計画係 寺田光一郎
〒869-0592 宇城市松橋町大野85
TEL:0964-32-1694(内1265) FAX:0964-32-0110
E-mail:terada-koichiro@city.uki.lg.jp



宇城市

景観行政団体への移行について

宇城市は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体となるため、熊本県と協議を進めてまいりましたが、平成25年5月16日から景観行政団体となり、宇城市景観条例を施行しますのでお知らせします。

■ 景観行政団体とは

「景観行政団体」は、景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体です。

都道府県と政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は知事との協議により景観行政団体になることができます。なお、県内では、山鹿市、山都町、天草市、苓北町に続き、5番目となります。

■ 景観行政団体への移行手続き経過

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成25年4月 1日 | 熊本県知事協議 |
| 平成25年4月11日 | 熊本県知事協議終了 |
| 平成25年4月16日 | 宇城市告示 |
| 平成25年5月16日 | 景観行政団体へ移行 同日景観条例施行 |

■ 景観行政団体になるとできること

景観法に基づいて景観計画を制定するなど、各種の施策を主体的に実施することができます。これにより、良好な景観形成のため、景観法に基づいて宇城市的地域特性に応じた様々な取り組みが可能となります。

■ 景観行政団体移行に伴う変更等

これまで熊本県に行っていた行為の届出を、宇城市に行っていただくことになります。届出対象行為、指導基準については当面県の景観計画を運用しますが、宇城市景観計画を策定後は市の景観計画に基づいた届出、指導基準となります。

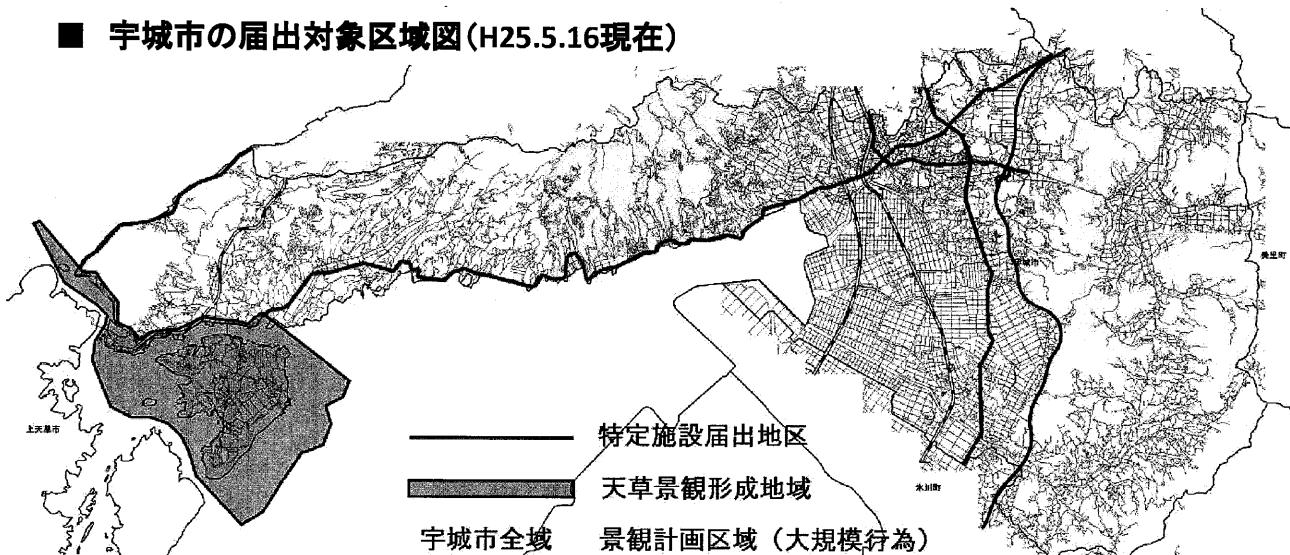
| | これまで | 宇城市景観条例施行・景観行政団体移行(H25.5.16)後 | 宇城市景観計画(※1) 策定後 | 備考 |
|------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|------|
| 届出先 | 熊本県 宇城地域振興局 | 宇城市土木部 都市整備課 | 同左 | (※2) |
| 届出対象 | 熊本県景観計画で定められた 地域での一定規模以上の行為 | 同左(※3) | 宇城市景観計画で定め られた地域での一定規 模以上の行為 | |
| 審査基準 | 熊本県景観計画で定められた 景観形成基準 | 同左 | 宇城市景観計画で定め られた景観形成基準 | |

※1 宇城市景観計画はH25.6末策定を予定しています。

※2 熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物に関しては、宇城市景観条例施行後、宇城市景観計画策定後もこれまでどおり熊本県宇城地域振興局へ許可申請を行っていただき、景観に関する内容について宇城市が確認します。

※3 届出対象行為の概要については裏面をご参照ください。

■ 宇市の届出対象区域図(H25.5.16現在)



○宇城市内における届出対象行為の概要(平成25年5月16日現在)

| 行為(※1)の種類 | 届出の必要な規模(※2)等の範囲の概要 | | |
|--|---|--|--|
| | 宇城市全域(大規模行為) | 特定施設届出地区 (指定道路の路端から両側20m) | 天草景観形成地域 |
| 建築物(※3)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更 | ・高さが13mを超えるもの ・建築面積が1,000m ² を超えるもの | ・特定施設(※6)で当該行為に係る部分の床面積の合計が10m ² を超えるもの | ・床面積が10m ² を超える建築物 |
| 工作物(※4)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更 | ・高さが13m(電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については20m)を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000m ² を超えるもの ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く | 特定施設と同一敷地内に存在する以下のもの ・高さが5mを超えるもの(※7.8) (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱 等) ・高さが10mを超えるもの(※8) (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物) ・高さが5mを超えるか、又は建築面積が10m ² を超えるもの(※8) (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等) | ・高さが5mを超えるもの(※7.8) (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱 等) ・高さが10mを超えるもの(※8) (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物) ・高さが5mを超えるか、又は建築面積が10m ² を超えるもの(※8) (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等) |
| 広告物の設置又は外觀の変更 | ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を要するものは、宇城地域振興局に許可申請が必要です。 | ・特定施設と同一敷地内に存在し、表示面積が1m ² を超えるもの(但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く) ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を要するものは、宇城地域振興局に許可申請が必要です。 | ・表示面積が1m ² を超えるもの(但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く) ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を要するものは、宇城地域振興局に許可申請が必要です。 |
| 柵、塀、擁壁の新築、増築、改築、移転及び撤去、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更 | ・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの(柵、塀のみ) | ・特定施設と同一敷地内に存在し、高さが1.5mを超えるもの(※8) | ・高さが1.5mを超えるもの(※8) |
| 屋外における自動販売装置の設置 | | | ・すべてを対象 |
| 鉱物の掘採又は土石の採取 | ・地形の外觀の変更に係る土地の面積(※5)が3,000m ² を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面又は擁壁が生じるもの | | ・面積が500m ² を超えるか、又は高さ1.5mを超える法面又は擁壁が生じるもの |
| 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。) | ・変更に係る土地の面積(※5)が3,000m ² を超えるか、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面又は擁壁が生じるもの(但し、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く) | | ・変更に係る土地の面積(※5)が500m ² を超えるか、又は高さが1.5mを超える法面又は擁壁が生じるもの(但し、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く) |
| 木竹の伐採又は移植 | | | ・伐採面積が500m ² を超えるか、又は高さ10mを超える木竹の伐採(但し、林業等を営むため、又は木竹の保育のために通常行う行為等を除く) |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵 | | | ・90日を超えて、高さが1.5mを超えるか、又は水平投影面積が100m ² を超えて堆積するもの |

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあっては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)

※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。

※5 水平投影面積とします。

※6 特定施設とは、宇城市景観条例及び景観条例施行規則に掲げるものとします。(パチンコ屋、ゲームセンター、モーテル、ガソリンスタンド、レストラン、物品販売店、レンタルビデオ店、ホテル 等)

※7 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとします。

※8 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は建築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。

(注)宇城市景観計画の策定後は届出対象行為の規模等について変更がある予定です。